

青少年の家の廃止に伴う周辺公共施設の利用方法等の見直し（案）について

昨年秋の説明会等でご案内させていただいたように、青少年の家のうち、追浜、坂本、衣笠、浦賀、鴨居、久里浜の6施設については、令和5年度末に廃止する予定です。

これに伴い、周辺の公共施設の利用方法等について、一部見直しを行うこととしています。現時点の検討状況について、以下のとおり、ご案内させていただきます。

1 廃止する青少年の家とその取扱い

廃止対象施設	廃止時期	廃止後の取扱い
追浜青少年の家	令和6年3月末	建物撤去
坂本青少年の家	令和6年3月末	改修後コミセンに転用
衣笠青少年の家	令和6年3月末	建物撤去
浦賀青少年の家	令和6年3月末	建物撤去
鴨居青少年の家	令和6年3月末	建物撤去
久里浜青少年の家	令和6年3月末	建物撤去

2 青少年の家廃止後にご利用いただきたい施設

(1) 小学生を対象とした施設

放課後子ども教室（全小学校内に開設予定）及び放課後児童クラブ（市内76クラブ（公設・民設））をご利用ください。

<放課後子ども教室>

- ・開設小学校の児童が、放課後の時間に自主的な遊び・学びや体験・活動を行える小学校内の居場所です。（学校施設を活用し、福祉子ども部で実施する事業です）
- ・開設時間：月曜日～金曜日の授業終了後（概ね14時30分）～16時30分
 （10月～3月は16時まで）

休校となる土・日・祝日、長期休業中や給食が実施されない日は休み

- ・利用料：無料

※廃止となる青少年の家の近隣小学校（追浜小、桜小、衣笠小、城北小、浦賀小、鴨居小、小原台小、久里浜小、明浜小、神明小）については、令和6年4月までに放課後子ども教室を開設する予定です。

<放課後児童クラブ（学童保育）>

- ・共働きの家庭など留守家庭の小学生が放課後等に適切な遊び、生活の場として、放課後児童支援員等に見守られながら過ごす場です。
- ・開設時間や利用料は各クラブにより異なります。
- ・ひとり親世帯等の減免制度があります。
- ・開設時間（公設民営の例）：月曜日～金曜日の放課後（概ね14時30分）～19時
 土曜日や長期休業日の8時～19時
- ・利用料（公設民営の例）：月額13,000円（8月は18,000円）

(2) その他貸室等の利用者を対象とした施設

コミュニティセンターをはじめ、周辺の公共施設をご利用ください。

<貸室等のある公共施設>

- ・コミュニティセンター【市内 21 か所】
- ・生涯学習センター（まなびかん）
- ・勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）
- ・産業交流プラザ
- ・総合福祉会館
- ・体育会館【北・総合・南・西】
- ・文化会館
- ・はまゆう会館
- ・青少年会館

<参考>コミュニティセンターにある主な部屋

①要予約かつ有料の部屋：集会室（体育室）、会議室、和室、調理室

②予約不要かつ無料の部屋：学習室（図書室）

上記に記載の他の公共施設にも多様な貸室があります。

3 利用方法等の見直しを行う施設

(1) コミュニティセンター等

廃止を予定している青少年の家の近隣にある施設については、これまでの使い方の他、以下の機能（案）を新たに設けることについて検討しています。

見直し対象施設	対象スペース	新たに設ける機能（案）
追浜コミセン北館	3 F 集会室前ロビー	①居場所機能
はまゆう会館	B 1 F 展示ギャラリー	②軽運動用貸室
衣笠コミセン	2 F 健康福祉センター分室	①居場所機能 ②軽運動用貸室
浦賀コミセン	2 F 健康福祉センター分室	①居場所機能 ②軽運動用貸室
鴨居老人デイ	1 F 鴨居老人デイサービスセンター内で検討中	①居場所機能 ②軽運動用貸室
花の国プール	2 F 集会室（和室）	②軽運動用貸室

<機能の凡例>

機能分類	想定される使い方	予約要否	利用料
①居場所機能	地域住民等が集い・交流できる全世代向けのフリースペース （例：囲碁・将棋、ボードゲーム、雑談 など）	不要	無料
②軽運動用貸室	卓球、ダンス、体操などの運動ができる貸室	必要	有料

(2) 坂本コミュニティセンター（現坂本青少年の家）

坂本青少年の家は、廃止後に、施設の改修を行った後、令和6年度中に坂本コミュニティセンターに転用します。

コミュニティセンターへの転用後に、設置を検討している部屋の案は以下のとおりです。

現在の青少年の家 における部屋	転用後に設ける部屋 (案)	予約 要否	利用料
集会室兼体育室	集会室兼体育室	必要	有料
遊 戯 室	主に卓球用軽運動室	必要	有料
研 修 室	会 議 室	必要	有料
会議室（和室）	和 室	必要	有料
学習室兼図書室	学習室兼図書室	不要	無料
会 議 室	遊 戯 室	不要	無料

※現在の坂本コミュニティセンターは、これに伴い廃止します。

4 今後の予定

前記までの各対応は、現時点での（案）であり、変更する可能性があります。

今後、市議会への関連予算議案の上程をはじめ、実施に向けた調整を進めていきます。

なお、内容が確定したものから順に、施設への掲示や市ホームページへの掲載等により、あらためてお知らせする予定です。

<事務担当>廃止について：福祉こども部青少年会館 蛭田 電 話 046-823-7630 メール seisyounen-kaikan@city.yokosuka.kanagawa.jp 代替機能について：財務部FM推進課 石川・長谷川 電 話 046-822-9617 メール fpd-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp
--